

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成27年度の保険料のお支払いと 保険証(被保険者証)の一斉更新について

●保険料のお支払い方法

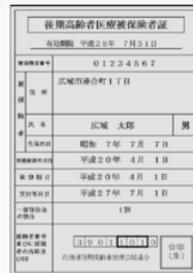
保険料のお支払いは「年金からのお支払い」と「口座振替」のいずれかを選ぶことができます。口座振替を希望される方は、役場健康推進課健康保険係にお申し出ください。

- 「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、保険料のお支払いをされた方に適用されます。
(年金からのお支払いの場合、お支払いいただいたご本人の社会保険料控除の対象となります)

●保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限は7月31日で、8月以降は使用できなくなります。7月中旬に新しい保険証(オレンジ色)を交付しますので、お手元に届きましたら、こちらの保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成28年7月31日です。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場健康推進課健康保険係までお申し出ください。



新しい
保険証は
オレンジ色

●減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限は7月31日で、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象となる方には7月中旬に減額認定証(ピンク色)を交付しますので、8月1日からはこちらをご使用ください。有効期間は保険証と同じく1年間です。

新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、役場健康推進課健康保険係に申請してください。



新しい
減額認定証
は
ピンク色

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方。
	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方。
区分Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員の所得が0円の方。(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ●老齢福祉年金を受給されている方。

●医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆さんに健康や医療に対する理解を深めていただくため、医療費を半年ごとにまとめ、発行を希望される方に医療費通知を送付しています。

今回は9月(平成27年1月～6月の医療費を対象)に発行します。

新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行を希望される方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または役場健康推進課健康保険係へご連絡ください。(電話でのご連絡だけで手続きできます)。

- 既に「発行希望」のご連絡をいただいている方には継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
 - 医療費通知を受け取ったことにより、申請などの手続きをする必要はありません。
- ※医療費通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
役場健康推進課健康保険係 ☎ 482-2935(課直通)

●年間保険料の計算方法

保険料は、後期高齢者医療制度の加入者全員が負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額です。

【保険料の計算方法】

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{【1人当たりの額】} \\ \mathbf{51,472円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \text{(平成26年中の所得 - 33万円) ×} \\ \mathbf{10.52\%} \end{matrix} = \begin{matrix} \mathbf{1年間の保険料} \\ \text{【限度額57万円】} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \end{matrix}$$

- 1年間の保険料の上限額は57万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

●保険料の軽減

① 均等割の軽減(年額)

- 被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 1950(昭和25)年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	⇒ 9割軽減	【年額】5,147円
33万円	⇒ 8.5割軽減	【年額】7,720円
33万円 + (26万円 × 世帯の被保険者数)	⇒ 5割軽減	【年額】25,736円
33万円 + (47万円 × 世帯の被保険者数)	⇒ 2割軽減	【年額】41,177円

② 所得割の軽減

- 被保険者個人の所得で判定します。

軽減の対象となる方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず均等割が9割軽減となります。
※被用者保険とは、協会けんぽなど主にサラリーマンの方が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

●保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場健康推進課健康保険係へご相談ください。

災害や失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。